

改正

平成18年12月28日規則第37号

平成19年3月22日規則第3号

平成19年3月31日規則第6号

平成19年7月26日規則第13号

平成19年12月28日規則第24号

平成22年3月11日規則第1号

平成23年3月29日規則第6号

平成24年3月19日規則第2号

平成25年3月28日規則第12号

平成26年3月31日規則第5号

平成27年3月31日規則第5号

平成28年3月31日規則第18号

平成29年5月10日規則第10号

平成30年3月26日規則第6号

平成31年2月15日規則第3号

令和2年2月18日規則第6号

令和4年7月19日規則第34号

令和5年1月20日規則第2号

令和7年4月17日規則第13号

菰野町契約規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 契約の方法（第3条—第25条）

第3章 契約の締結（第26条—第38条）

第4章 契約の履行（第39条—第53条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本町における売買、貸借、請負その他の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 契約者 町と契約を締結する相手の者をいう。
- (2) 入札者 契約者となるため入札をする者をいう。
- (3) 会計管理者等 会計管理者、出納員その他の会計職員をいう。
- (4) 主務課長 事業の執行を主管する課の長をいい、次に定める職員とする。
 - ア 菰野町課設置条例（平成13年条例第22号）に定める課の長
 - イ 会計管理者の補助組織設置規則（昭和53年規則第7号）に定める課の課長
 - ウ 菰野町教育委員会事務局組織に関する規則（平成25年教育委員会規則第1号）に定める課の長
 - エ 菰野町消防本部の組織に関する規則（昭和60年規則第5号）に定める課の長
 - オ 菰野町消防署の組織に関する規程（昭和60年規程第1号）に定める課の長
 - カ 菰野町議会事務局設置等に関する条例（昭和36年条例第16号）に定める事務局の長
- (5) 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- (6) 設計図書 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等をいう。
- (7) 監督 法第234条の2第1項の規定により、契約の適正な履行を確保するために行う監督をいう。
- (8) 検査 法第234条の2第1項の規定により、契約について受ける給付の完了の確認をするために行う、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る検査、物件の買入れに係る検収又はその他の契約に係る検査をいう。

第2章 契約の方法

(入札の公告)

第3条 一般競争入札は、その入札期日の前日から起算して10日前までに、町公報若しくは新聞又は掲示、インターネットの利用その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定す

る建設工事をいう。以下同じ。)に係る入札については、入札期日の前日から起算して建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条第1項に規定する期間前までに公告しなければならない。

3 前2項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約の内容を示す日時及び場所
- (4) 入札方法及び入札時に提出する資格書類
- (5) 入札並びに開札の日時及び場所
- (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (7) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (8) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する事項
- (9) その他必要な事項
(競争入札参加者の資格)

第4条 町長は、令第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定により、競争入札に参加する者について必要な資格を定めるときは、その理由及び資格基準並びに登録の時期及び方法を決定しなければならない。

2 前項により必要な資格を定めた場合は、直ちに令第167条の5第2項及び令第167条の11第3項の規定により、その資格基準並びに登録に必要な申請の時期及び方法を、町公報若しくは新聞又は掲示その他の方法により公示しなければならない。

3 町長は、前項の規定により公示した場合においては、その定めるところにより、競争入札に参加しようとする者の参加資格審査申請をもって、定期又は随時に、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

4 町長は、前項の規定による審査により、当該資格を有する者と認めた者について、競争入札参加資格者名簿に登録し、資格を有すると認めた者及び資格がないと認めた者にそれぞれ必要な通知をしなければならない。ただし、普通財産及び物品の売払いに係る一般競争入札を行う場合は、この限りでない。

5 町長は、三重県及び各市町等が共同で行った入札参加資格審査済みの申請を競争入札参加資格者名簿に登録することができるものとする。

6 前2項の名簿は、4か年間に限り効力を有するものとし、その他詳細については別に定める。

(競争入札参加資格申請の変更の届出)

第4条の2 前条の規定に基づく入札参加資格者名簿に登録された者は、当該名簿の登録内容に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長へ届け出なければならない。

(予定価格の作成)

第5条 町長は、一般競争入札に付するに当たっては、当該入札事項についてその設計書等によって予定価格を定め、その予定価格を記載した予定価格調書(様式第1号)を封書にし、開札の際に開札をする場所に置かなければならない。ただし、予定価格を当該入札の前に公表したときは、封書としないことができる。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で総額により難いものにあつては、単価について定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

4 予定価格は、事務の効率化のため、又は一般競争入札の透明性若しくは公正性の確保等のため、設計金額の端数切下げ又は減額をした上で、決定できるものとする。

(予定価格の事前公表)

第6条 町長は、一般競争入札の適正な執行を行うために必要があると認めるときは、予定価格を当該入札の前に公表することができる。

(最低制限価格の作成)

第7条 町長は、令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける必要があるときは、予定価格の10分の9.2から10分の7までの範囲内でこれを定め、予定価格調書に併記しなければならない。ただし、最低制限価格の設定範囲を当該入札の前に公表し、開札直前にくじ又は計算式により最低制限価格を算定するとした場合は、予定価格調書の併記はしないことができる。

2 町長は、一般競争入札の適正な執行を行うために必要があると認めるときは、最低制限価格の設定範囲を当該入札の前に公表することができる。

3 前項の規定による最低制限価格の設定範囲を設けるときの算定方法は、別に定める。

(入札保証金の納付)

第8条 競争入札に付そうとするときは、入札者をして、その入札金額(単価等をもって付する入札の場合は、単価等に予定数量を乗じるなどして得た入札に付する事項の価格の総額)の100分の5以上(インターネットを利用した普通財産及び物品の売払いに係る一般競争入札の場合はその

予定価格の100分の10以上)の入札保証金を入札前に納付させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 入札者が、保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に付する場合において、令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者で過去2年間に国（公社、公団を含む。）、町又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 不用の決定をした物品を売り払うとき。
- (4) 町の指名により入札に参加するとき。
- (5) 町長が特に定めた入札に参加するとき。

2 前項に規定する入札保証金を納付する者があるときは、入札書に添えて納付したことを証する書類を提出させなければならない。ただし、インターネットを利用した普通財産及び物品の売払いに係る一般競争入札の場合は、この限りでない。

3 第1項第1号に規定する入札保証保険契約を締結する者があるときは、入札書に添えて入札保証保険契約に係る保険証書を提出させなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第9条 前条に規定する入札保証金の納付は、国債、地方債のほか、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 鉄道債券、金融債その他の政府の保証のある債券
- (2) 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手若しくは手形
- (3) 金融機関等に対する定期預金債権
- (4) 金融機関等の保証
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が確実と認める債券

2 前項第3号の規定により定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供する者があるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である金融機関等の承諾を証する確定日付のある書面を入札書に添えて提出させなければならない。

3 第1項第4号の規定により金融機関等の保証を入札保証金に代わる担保として提供する者があるときは、保証委託契約を締結させ、当該契約に係る保証証書を入札書に添えて提出させなければならない。

(入札保証金に代えて提供する担保の価値)

第10条 前条第1項に規定する入札保証金に代えて提供する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債、地方債、鉄道債券、金融債及び政府の保証のある債券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）
- (2) 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (3) 金融機関等が支払保証をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期日までの期間に応じた当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
- (4) 金融機関等に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (5) 金融機関等の保証 保証金額
- (6) 町長が確実と認める債券 町長が定める金額

(入札書の提出)

第11条 入札者は、入札書（様式第2号）を1件ごとに作成して封書にし、入札者の氏名、法人にあっては法人名及び代表者名を表記して、指定の日時に指定の場所に出頭し、入札時に提出を求める資格書類とともに提出しなければならない。

- 2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 3 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。
- 4 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。
- 5 町長が入札方法を郵便による入札と指定した場合、別に定めるところに従い、入札者は、入札書を郵送しなければならない。
- 6 町長は、指定の期間に指定の場所に指定の方法で到着したものに限り、受理するものとする。
- 7 前各項の規定にかかわらず、インターネットを利用した普通財産及び物品の売払いに係る一般競争入札の場合の入札書の提出の方法については、別に定める。

(電子入札)

第11条の2 電子入札システム（町の使用に係る電子計算機と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）に参加しようとする者は、前条第1項の入札書に代えて、その者の使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報を入力し、当該情報を町の指定した日時までに町の使用に係る電子計算機に到達させなければならない。

- 2 前項の規定により情報を入力する場合は、町長の指定する認証方式を用いて入力しなければならない。
- 3 第1項の入札金額その他の情報は、町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときをもって町に到達したものとみなす。
- 4 前各項に規定するもののほか、電子入札について必要な事項は別で定める。

(開札)

第12条 開札は、指定の日時に指定の場所で、入札の終了後直ちに、関係職員2人以上出席のうえ入札者の面前において行う。この場合において、入札者が立ち合わないときは入札事務に関係のない職員に立ち合わせ開札することができる。

- 2 前条第5項の郵便による入札が行われる場合の開札は、関係職員2人以上出席のうえ、入札者の中からあらかじめ指名した開札立会人の面前においてこれを行う。この場合において、開札立会人が2人を下回るときは入札事務に関係のない職員に立ち合わせ開札することができる。
- 3 インターネットを利用した普通財産及び物品の売払いに係る一般競争入札の場合の開札の方法については、別に定める。

(入札の無効)

第13条 一般競争入札において、入札に参加する資格のない者がした入札のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

- (1) 入札者が同一事項の入札に対して2以上の入札をしたとき。
 - (2) 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
 - (3) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
 - (4) 入札者が、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。
 - (5) 入札者が定刻までに入札書を投かんしないとき、又は入札書が指定の期間に指定の場所に指定の方法で到着しないとき。
 - (6) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
 - (7) 入札保証金の額が第8条第1項に規定する額に満たないとき。
 - (8) その他あらかじめ指示した事項に違反、又はあらかじめ指定した無効条件に該当したとき。
- 2 入札を無効とする場合においては、開札に立ち会った入札者に対し、その面前で理由を明示して当該入札が無効である旨を知らせなければならない。
 - 3 郵便による入札において入札を無効とする場合は、前項の規定にかかわらず、入札者に対し、

当該入札が無効である旨及び当該入札が無効である理由を知らせるものとする。

(落札)

第14条 入札においては、次の各号のいずれかに該当する者を落札者とする。

- (1) 工事その他の請負、物件の買入れ若しくは借入等については、予定価格内であって最低価格の入札をした者。ただし、令第167条の10（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合は、この限りでない。
- (2) 物件の売却又は貸与等については、予定価格以上であって最高価格の入札をした者
- (3) 最低制限価格を定めた場合は、その範囲内で最低の価格をもって申込みをした者
(最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができる場合の手続)

第15条 町長は、令第167条の10第1項の規定により、最低の価格をもって入札した以外の者を落札者と決定しようとするときは、その理由を付するものとする。

(落札後の措置)

第16条 落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

- 2 当該落札が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条及び第3条に規定するものであるときは、議会の議決を経た後に当該契約を締結する旨を落札者に告げなければならない。

(入札保証金の返還)

第17条 主務課長は、入札者で落札しなかった者の入札保証金は落札決定後、落札者の入札保証金は契約締結後それぞれ還付の手続をしなければならない。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金にあてることができる。

- 2 入札保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さないものとする。

(契約辞退における違約金)

第17条の2 第8条第1項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された者が落札者となった場合において、落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、免除された入札保証金に相当する額を違約金として納付しなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第18条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、第3条第1項及び第2項に規定する期間は、5日までに短縮することができる。

(指名競争入札)

第19条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、第4条に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者のうちから競争に参加させようとする入札者を指名するものとする。

(入札者の指名)

第20条 前条に規定する入札者については、3名以上を指名しなければならない。ただし、特別の理由により、これにより難いときは、この限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第21条 第4条から第18条の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(随意契約の範囲)

第22条 令第167条の2第1項に定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(随意契約の内容等の公表)

第22条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 発注見通し
- (2) 契約締結前における契約内容、契約者の決定方法及び選定基準、申請方法(令第167条の2第1項第4号の規定による随意契約の場合)等
- (3) 契約締結後における契約者の名称、契約者とした理由等の契約の締結状況
- (4) その他町長が必要と認める事項

(予定価格の決定)

第23条 随意契約による場合において、特に必要がないと認めるときを除き、あらかじめ第5条の規定に準じて、予定価格を定めるものとする。

(見積書の徴取)

第24条 主務課長は、随意契約によろうとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を1者とすることができる。

- (1) 予定価格が20万円未満であるとき。
 - (2) その他特別の事情があるとき。
- 2 前項の場合において、見積書には、その内訳明細を付記させなければならない。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは見積書の徴取を省略することができる。
- (1) 国又は他の地方公共団体と直接契約しようとするとき。
 - (2) 季節がある生産物又は腐敗のおそれがある物件で見積書を徴する暇がないとき。
 - (3) 官報その他のもので価格が確定し、見積書をとる必要がないとき。
 - (4) 予定価格が10万円未満であるとき。
 - (5) その他特別の事情があるとき。
- 4 第1項の規定による見積書は、第4条の規定による競争入札参加資格者名簿に登録された者のうちから徴さなければならない。ただし、特別の理由により、これにより難いときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定による見積書は、書面による提出に代えて電子入札システムを使用して提出させることができる。この場合において、第11条の2第2項及び第3項の規定を準用する。
- (せり売り)

第25条 主務課長は、物品の売払いについて、特に必要があると認めるときは、一般競争入札に関する規定の例により、せり売りに付することができる。

第3章 契約の締結

(契約の締結)

- 第26条** 契約を締結しようとするときは、契約に必要な事項を記載した契約書（様式第3号）を作成し、当該契約を締結しなければならない。この場合において、契約書には設計図書を含むものとし、その設計図書は入札（見積）条件となったものと同一のものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、1件200万円を超えない契約については、契約書の作成を省略し、請書（様式第4号）によることができるものとし、設計図書の取扱いは、前項の規定により作成する契約書の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、法令で定める措置を講ずるときは、契約書又は請書の作成を行ったものとみなす。

- 4 第16条第2項に規定する契約を締結しようとするときは、議会の議決後に当該契約を締結するものとし、それまでの間は、契約者をして、仮契約書（様式第5号）を作成させるものとする。

（契約書又は請書の作成を省略することができる場合）

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書又は請書の作成を省略することができる。

- （1） 物品を購入する場合において、供給者が直ちにその全部を納入するとき。
- （2） 物品を売り払う場合において買受人が直ちに代金を納入してその全部を引き取るとき。
- （3） せり売りに付するとき。
- （4） 官公署その他これに準ずる機関と契約をするとき。
- （5） 前各号に定めるもののほか、契約金額が20万円未満の契約をするとき。

（契約書又は請書の提出）

第28条 契約者は、町長が契約書又は請書の提出時期を別に指定した場合のほか、契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内（菰野町の休日を定める条例（平成元年条例第15号）第1条に規定する町の休日を除く。）に、契約書又は請書を提出しなければならない。

- 2 契約者は、正当な理由がなく前項に規定する期間内に契約書又は請書を提出しないときは、契約締結の権利を失う。

（契約の変更）

第29条 主務課長は、契約をした後において、当該給付の内容の変更、金額の増減又は期限の変更若しくは履行の一時中止等をする必要が生じたときは、契約者と協議し、かつ、決裁を受けて契約変更の手続をしなければならない。

- 2 主務課長は、契約者からその責に帰することのできない理由により、又はその責に帰する理由があるため違約金を納入する旨を明示して、履行期限の延長をしたい旨申出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、町長の決裁を受けて契約変更の手続をしなければならない。

- 3 主務課長は、前2項の規定により、契約の変更をしようとするときは、第26条の規定に準じ、変更契約書（様式第6号）又は変更請書（様式第7号）を作成しなければならない。ただし、契約の重要な変更を除き契約書に代えて請書によることができる。

- 4 前項の変更契約書又は変更請書の提出については、前条の規定を準用する。

（契約保証金の納付）

第30条 主務課長は、契約を締結する際に、契約者をして、契約金額（単価等による契約の場合は、

契約単価等に予定数量を乗じるなどして得た契約価格の総額)の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約(定額てん補に限る。)を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 工事若しくは製造の請負又は工事に係る設計、測量若しくは調査等の委託業務において設計金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと町長が認めるとき。
- (4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 法令に基づき、延納が認められている場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が10万円を超えないもので、かつ、契約者が契約の履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (8) その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと町長が認めるとき。

2 主務課長は、前項に規定する契約保証金を納付する者があるときは、契約書に添えて保管証の写しを提出させなければならない。ただし、普通財産及び物品の売払いに係る一般競争入札において、契約保証金を売買代金にあてる場合は、これを証する書類に代えることができる。

3 第1項第1号の規定により履行保証保険契約を締結したときは、履行保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

4 第1項第2号の規定により工事履行保証契約を締結したときは、当該契約に係る保証証券を提出させなければならない。

(契約保証金に代わる担保)

第31条 前条に規定する契約保証金の納付は、国債、地方債のほか、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 鉄道債券、金融債その他の政府の保証のある債券
- (2) 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手若しくは手形
- (3) 金融機関等に対する定期預金債権
- (4) 金融機関等の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第

2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が确实と認める債券

2 主務課長は、前項第3号の規定により定期預金債権を契約保証金に代わる担保として提供する者があるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である金融機関等の承諾を証する確定日付のある書面を契約書に添えて提出させなければならない。

3 主務課長は、第1項第4号の規定により金融機関等又は保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供する者があるときは、保証委託契約を締結させ、当該契約に係る保証証書を契約書に添えて提出させなければならない。

4 契約金額において増減があった場合は、その増減の割合に従って契約保証金を増減することができる。

(契約保証金に代えて提供する担保の価値)

第32条 前条に規定する契約保証金に代えて提供する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

(1) 国債、地方債、鉄道債券、金融債及び政府の保証のある債券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）

(2) 金融機関等が振り出し、又は支払保証した小切手 小切手金額

(3) 金融機関等が支払保証した手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期日までの期間に応じた当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

(4) 金融機関等に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額

(5) 金融機関等の保証又は保証事業会社の保証 保証金額

(6) 町長が确实と認める債券 町長が定める金額

(契約保証金の納付の特例)

第33条 主務課長は、工事請負契約を締結する場合において、第30条の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、第30条第1項の契約保証金の納付に代えて、第30条第1項第2号の工事履行保証契約に係る保証委託契約（保証金額が請負代金の100分の30以上の額のものであり、かつ、契約不適合責任特約を付したものに限る。）を契約者に締結させることができる。

2 主務課長は、契約者が前項の規定により工事履行保証契約に係る保証委託契約を締結したときは、当該保証委託契約に係る保証証券を提出させなければならない。

(契約の解除)

第34条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 期限までに契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったことを発見したとき。
- (4) その他契約条項に違反したとき。
- (5) 監督又は検査に際して、職員の職務の執行を妨げたとき。

2 前項に規定する場合のほか、町長において特に必要がある場合には、契約を解除することができる。

3 契約者は、町長の責に帰する理由によって損害を受けたときは、契約を解除することができる。

4 町長又は契約者は、前3項の規定により契約を解除するときは、相手方にその旨を書面で通知しなければならない。

(契約解除における対価等)

第35条 町長は、契約者の責に帰する理由により、契約を解除したときは、工事製造その他の請負契約の既済部分又は物件の既納部分の10分の9以内の対価を契約者と協議のうえ支払わなければならない。

2 前項に規定するもののほか、契約を解除した場合において、町長又は契約者の責に帰する理由により損害を生じたときは、その当事者が賠償しなければならない。

(契約保証金の還付)

第36条 契約保証金は、契約者が契約を履行した後直ちに還付する。ただし、契約不適合責任について特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

2 契約の変更により、契約金額に減少があった場合において、契約者の要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

3 普通財産及び物品の売払いに係る契約者は、契約保証金を売買代金にあてることができる。

(権利義務の譲渡禁止)

第37条 契約者は、契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして町長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 契約者は、契約の目的物又は支給した材料若しくは検査済の材料を第三者に売り払い、若しくは貸付け、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして町長の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第38条 契約者は、契約の履行においてその全部を一括して他人に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 契約者は、契約の履行においてその一部を他人に委任し、又は請け負わせようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

第4章 契約の履行

(前金払の限度額)

第39条 菰野町会計規則（昭和40年規則第1号。以下「会計規則」という。）第53条第1項第3号の規定により前金払をする場合の限度額は、次の各号に定める額とする。

(1) 土木建築に関する工事（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条に規定する工事に限る。） 契約金額の10分の4の額

(2) 土木建築に関する工事の測量、設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 契約金額の10分の3の額

2 前項の工事であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合、前項に定める前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の限度額は、契約金額の10分の2の額とする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(部分払)

第40条 主務課長は、工事又は製造その他の請負若しくは物件の買入で、契約に定めがあるものについては、その完了前又は完納前に出来高調書（様式第8号）による既済部分又は検収調書（様式第9号）による既納部分に対して、部分払の手続をすることができる。

2 会計管理者等は、前項により部分払をしたときは、部分払整理簿により整理しなければならない。

(部分払及びその限度額)

第41条 前条第1項の規定により部分払をする必要があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ出来高調書又は検収調書により、それぞれ当該各号に定める金額の範囲内において部分払をすることができる。

(1) 物件の買入契約 既納部分に対する代価

(2) 工事又は製造その他の請負契約 既済部分の代価の10分の9 (その性質上既済部分を区分できる場合その他特別の理由がある場合においては、既済部分に対する代価の全額)

2 前項の部分払をすることができる回数は、契約金額に応じ、次の区分によるものとする。ただし、特に必要がある場合は回数を増減することができる。

(1) 300万円以上5,000万円未満 1回

(2) 5,000万円以上1億円未満 2回

(3) 1億円以上 3回

3 会計規則第53条第3号の規定により前金の支払を受けている場合において、前2項により部分払をしようとするときは、次に掲げる計算方式により算出した金額を支払うものとする。

支払額＝契約金額×(出来高部分の設計額／設計総額)×P

－前金支払額×(出来高部分の設計額／設計総額)

ただし、P＝部分払の率(10分の9以内)

(契約履行の届出)

第42条 契約者は、契約を履行しようとするとき(工事又は製造に限る。)及びその履行を完了したときは、町長にその旨を書面で届け出なければならない。ただし、契約の履行内容が軽微なものについては、口頭により届け出ることができる。

(契約履行の監督又は検査)

第43条 監督又は検査は、町長が職員に命じてこれを行う。

2 特別の理由がある場合を除き、同一の契約について、前項の規定による監督を行う職員(以下「監督職員」という。)と検査を行う職員(以下「検査職員」という。)とは兼ねることができない。

3 検査職員は検査監及び主務課長をもって充てる。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(監督)

第44条 監督職員は、契約に係る設計図書に基づき、契約の履行に立ち会って工程の管理、履行過程における使用材料の試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約者に必要な指示をするものとする。

2 監督職員は監督をしたときは、その監督の内容及び指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(検査)

第45条 検査職員は、次の各号に掲げる場合には契約に基づく履行又は給付の完了の確認をするため、必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約者が履行又は給付を完了したとき。
- (2) 履行又は給付の完了前に出来高に応じ、対価の一部を支払う必要があるとき。
- (3) 物件の一部の納入があったとき、又は契約により給付の一部を使用しようとするとき。

2 前項第1号の検査は、第42条の規定による契約の履行完了の届出を受けた日から工事の請負にあっては14日以内に、製造その他の請負又は物件の買入れ等にあっては速やかに検査をしなければならない。

3 検査職員は、契約書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督職員の立会いを求めて、当該給付の内容及び数量その他について、検査しなければならない。

4 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。この場合において、検査及び復元に要する費用は、当該契約者が負担するものとし、この旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

5 検査職員は、検査の結果を町長に報告しなければならない。この場合において、契約の履行に不備があると認められるときは、契約者に必要な処置をすることを求め、その経過を記録しておかなければならない。

(検査の立会い)

第46条 検査職員が前条に規定する検査を行うときは、契約者若しくはその代理人の立会いを求めなければならない。この場合において、これらの者が検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議の申立てをすることができない。

2 前項に規定するもののほか、検査職員は、監督職員以外の職員又は会計管理者等の立会いを求めることができる。

3 検査に立ち会う職員等は、検査についての意見を述べることができる。

(検査調書の作成)

第47条 検査職員は、検査の結果、契約が履行されたと認めるときは、検査調書（様式第10号）、検収調書（以下これらを「検査調書等」という。）又は出来高調書を作成し、契約者に交付しなければならない。ただし、契約金額が20万円未満のものについては、関係帳票にその旨を記録することによってこれを省略することができる。

(監督及び検査の委託)

第48条 町長は、令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わ

せようとするときは、監督（検査等）委託書によりこれをしなければならない。

- 2 第45条第2項から第5項まで及び前条本文の規定は、前項の規定により監督又は検査の委託を受けた者が行う監督又は検査にこれを準用する。

（物品の減価採用）

第49条 契約者の供給した履行の目的物に僅少の不備の点があっても、使用上支障がないと認めるときは、相当減価のうえ採用することができる。この場合において、主務課長は、当該検査調書等に基づきその内容を説明する書面を作成し、町長の決裁を受けて、減価採用の決定をしなければならない。

（履行遅延に対する違約金）

第50条 第29条第2項に規定する違約金は、履行遅延による損害賠償について特約した場合を除き、未履行部分につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。ただし、同条第1項の規定により、履行の一時中止をした日数は、履行期間に算入しないものとする。

- 2 前項の違約金は、契約に基づく対価から控除してあてるものとし、控除する額に満たない場合は、これを追徴しなければならない。この場合において、契約者に対してその旨を通知しなければならない。

- 3 前2項の規定は、契約者が第45条に規定する検査に合格しないため、その補修、改造又は取替若しくは補充を命ぜられ、町長の定める期間内に履行しないときに準用する。

（物件引受けの時点）

第51条 物件は、第47条の規定による検査調書等を契約者に交付する場合にあっては、当該検査調書等を交付したとき、その他のものにあっては、検査職員が当該物件を検査したとき引渡しがあったものとする。

（対価の支払）

第52条 対価の支払は、契約に基づく物件の引渡しを受けてから、これを完了するものとする。

- 2 物件の引渡しは、契約に基づく対価の納付が完了したことを確認した後においてこれをするものとする。

（電磁的記録）

第53条 この規則において書面（書類、名簿、見積書、保証証書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている手続又は想定される手続については、町長及び契約者の双方が合意したときは、

書面に代えて、電磁的記録により行うことができる。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第4条第5項の規定にかかわらず、平成16年4月1日から平成20年3月31日までの間に登録した競争入札参加資格者名簿の有効期限は、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成18年12月28日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月26日規則第13号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第5項の改正規定（「3か年間」を「2か年間」に改める部分に限る。）及び第30条第1項第3号の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月11日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第6号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第18号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 5 月10日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の菰野町契約規則第 7 条第 1 項の規定は、平成29年 7 月 1 日以後に公告又は指名通知にかかる入札から適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月26日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の 2 及び第24条第 3 項の規定は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 2 月15日規則第 3 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月18日規則第 6 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月19日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月20日規則第 2 号）

この規則は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月17日規則第13号）

この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（その 1）（第 5 条関係）

町 長	
--------	--

予 定 価 格 調 書

年度	課	
工 事 名		
工 事 場 所		
設 計 金 額	設 計 価 格	工 事 価 格
予 定 価 格		入札比較価格
最低制限価格		入札比較価格
その他必要な事項		

入 札 の 日 時	年 月 日
入 札 の 方 法	

様式第 1 号（その 2）（第 5 条関係）

町長		予 定 価 格 調 書
----	--	-------------

年度	課	
業務名		
履行場所		
設計金額	税込み価格	税抜き価格
予定価格		入札比較価格
最低制限価格		入札比較価格
その他必要な事項		

入札の日時	年 月 日
入札の方法	

様式第 1 号（その 3）（第 5 条関係）

町 長	
--------	--

予 定 価 格 調 書

年度	課	
物 件 名		
履 行 場 所		
設 計 金 額	税 込 み 価 格	税 抜 き 価 格
予 定 価 格		入 札 比 較 価 格
最 低 制 限 価 格		入 札 比 較 価 格
その他必要な事項		

入 札 の 日 時	年 月 日
入 札 の 方 法	

入札書										
入札価格	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	,			,			,			
工事名 (業務名、物件名)										
上記金額で菰野町会計規則（昭和40年規則第1号）、 菰野町契約規則（平成18年規則第7号）及び御指示の 条件によって請負（受注）したいから入札します。 年 月 日 入札者 住 所 氏 名 菰野町長 宛て										

（注） 1. この入札書は1件ごとに作成し、数字はアラビア数字を用いること。

入 札 書	
入 札 価 格	十億千百十万千百十円
工 事 名 (業務名、物件名)	
く じ 番 号	3桁の数字を記入してください。
上記金額で菰野町会計規則（昭和40年規則第1号）、 菰野町契約規則（平成18年規則第7号）及び御指示の 条件によって請負（受注）したいから入札します。 年 月 日 入札者 住 所 氏 名 印 菰 野 町 長 宛て	

（注） 1. この入札書は1件ごとに作成し、数字はアラビア数字を用いること。

※ 電子入札物件用

建設工事請負契約書

収 入
印 紙

（電子契約時は不要）

1 工 事 名

2 工 事 場 所 菰野町 地内

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請 負 代 金 額 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ￥

5 請負代金の支払 前払金 前払金 ￥
中間前払金 ￥
部分払の回数 回以内

6 契 約 保 証 金 ￥

7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、電子契約の場合、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

年 月 日

発注者 所在地 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地

菰野町

代表者 町長

印

住所又は所在地

受注者 氏名又は商号

及び代表者氏名

印

（電子契約時は押印不要）

〔注〕受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所又は所在地、氏名又は商号及び代表者氏名を記入する。

設計業務等委託契約書

収 入
印 紙

（電子契約時は不要）

1 業 務 名

2 履 行 場 所 菰野町 地内

3 履 行 期 間 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 業務委託料 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ￥

5 業務委託料の支払 前払金額 ￥

6 契約保証金 ￥

7 調 停 人

上記の業務委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、電子契約の場合、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

年 月 日

発注者 所在地 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地

菰野町

代表者 町長 印

住所又は所在地
受注者 氏名又は商号
及び代表者氏名

印

（電子契約時は押印不要）

〔注〕受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所又は所在地、氏名又は商号及び代表者氏名を記入する。

契 約 書（物件、その他用）

収 入
印 紙

（電子契約時は不要）

1 件 名

2 契 約 内 容
（品名、規格、数量等）

3 履 行 場 所 菰野町 地内

4 履 行 期 限 年 月 日

5 契 約 金 額 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ￥

6 契 約 保 証 金 ￥

上記 について契約を締結し、菰野町契約規則（平成18年規則第7号）及び次の条項によって互いに契約を履行する。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、電子契約の場合、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

年 月 日

発注者 所在地 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地

菰野町

代表者 町長 印

受注者 住所又は所在地
氏名又は商号
及び代表者氏名

印

（電子契約時は押印不要）

請

書（工事関係用）

年 月 日

収 入
印 紙

発注者 菰野町長

受注者 住 所

氏 名

印

下記の工事を請負うについては菰野町契約規則（平成18年規則第7号）を遵守し、
別紙設計書、仕様書及び図面のとおり相違なく完成いたします。

1 工 事 名

2 工 事 場 所 菰野町 地内

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請負代金額 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ￥

5 契約保証金

6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

7 条 件

請

書

（設計業務等委託用）

年 月 日

収 入

印 紙

発注者 菰野町長

受注者 住 所

氏 名

印

下記の業務を請負うについては菰野町契約規則（平成18年規則第7号）を遵守し、別紙設計書、仕様書及び図面のとおり相違なく完成いたします。

1 業 務 名

2 履 行 場 所 菰野町 地内

3 履 行 期 間 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 業務委託料 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ￥

5 契約保証金

6 条 件

請

書

（業務委託用）

年 月 日

収 入
印 紙

発注者 菰野町長

受注者 住 所

氏 名

印

下記の業務を請負うについては菰野町契約規則（平成18年規則第7号）を遵守し、別紙設計書、仕様書及び図面のとおり相違なく完成いたします。

1 業 務 名

2 履 行 場 所 菰野町 地内

3 履 行 期 間 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 業務委託料 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ￥

5 契約保証金

6 条 件

請

書（物件、その他用）

年 月 日

収 入
印 紙

発注者 菰野町長

受注者 住 所

氏 名

印

下記 契約については、菰野町契約規則（平成18年規則第7号）を遵守し、設計書、仕様書、図面のとおり相違なく履行いたします。

1 件 名

2 契約内容
（品名、規格、数量等）

3 履行場所 菰野町 地内

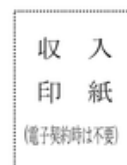
4 履行期限 年 月 日

5 契約金額 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ￥

6 契約保証金 ￥

7 条 件

建設工事請負仮契約書



1 工 事 名

2 工 事 場 所 地内

3 工 期 着手 年 月 日（菰野町議会議決日）
完成 年 月 日

4 請負代金額 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ￥

5 請負代金の支払 前払金 前払金 ￥
中間前払金 ￥
部分払の回数 回以内

6 契約保証金 ￥

7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別添の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この仮契約は、菰野町議会の議決を経たときにこれを本契約とする。なお、この仮契約が本契約とならなかった場合における受注者の損害については、発注者は、一切の責めを負わない。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、電子契約の場合、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

年 月 日

発注者 所在地 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町
代表者 町長 印

受注者 住所又は所在地
氏名又は商号
及び代表者氏名

印

（電子契約時は押印不要）

〔注〕受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所又は所在地、氏名又は商号及び代表者氏名を記入する。

建設工事請負仮変更契約書

収 入
印 紙
(電子契約時は不要)

1 工 事 名

2 工 事 場 所

地内

3 契約年月日 年 月 日

上記工事について、次のとおり変更契約を締結するものとする。ただし、変更契約についても当初の契約に記載された条項を遵守するものとする。

この仮契約は、菰野町議会の議決を経たときにこれを本契約とする。なお、この仮契約が本契約とならなかった場合における受注者の損害については、発注者は、一切の責めを負わない。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、電子契約の場合、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

記

1. 変更完成期限 年 月 日

2. 請負代金増(減)額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ￥

3. 工事設計内訳書 仕様書及び図面のとおりに

4. 請負代金変更による契約保証金 ￥

5. 解体工事に要する費用等 別紙のとおりに

年 月 日

発注者 所在地 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地

菰野町

代表者 町長

印

受注者 住所又は所在地
氏名又は商号
及び代表者氏名

印

(電子契約時は押印不要)

仮 契 約 書（物件、その他用）

収 入
印 紙

（電子契約時は不要）

1 件 名

2 契 約 内 容

（品名、規格、数量等）

3 履 行 場 所 菰野町 地内

4 履 行 期 限 年 月 日

5 契 約 金 額 ￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ￥

6 契 約 保 証 金

上記 について契約を締結し、菰野町契約規則（平成18年規則第7号）及び次の条項によって互いに契約を履行する。

この仮契約は、菰野町議会の議決を経たときにこれを本契約とする。なお、この仮契約が本契約とならなかった場合における受注者の損害については、発注者は、一切の責めを負わない。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、電子契約の場合、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

年 月 日

発注者 所在地 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地

菰野町

代表者 町長 印

住所又は所在地

受注者 氏名又は商号

及び代表者氏名

印

（電子契約時は押印不要）

建設工事請負変更契約書

収 入
印 紙
(電子契約時は不要)

1 工 事 名

2 工 事 場 所 菰野町 地内

3 契約年月日 年 月 日

上記工事について、次のとおり変更契約を締結するものとする。ただし、変更契約についても当初の契約に記載された条項を遵守するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、電子契約の場合、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

記

1. 変 更 完 成 期 限 年 月 日

2. 請負代金増(減)額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ￥

3. 工 事 設 計 内 訳 書 仕様書及び図面のとおり

4. 請負代金変更による契約保証金 ￥

5. 解体工事に要する費用等 別紙のとおりに

年 月 日

発注者 所在地 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

代表者 町長 印

受注者 住所又は所在地
氏名又は商号
及び代表者氏名

印

(電子契約時は押印不要)

設計業務等委託変更契約書

収 入
印 紙

（電子契約時は不要）

1 業 務 名

2 履 行 場 所 菰野町 地内

3 契約年月日 年 月 日

上記業務委託について、次のとおり変更契約を締結するものとする。ただし、変更契約についても当初の契約に記載された条項を遵守するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、電子契約の場合、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

記

1. 変 更 履 行 期 限 年 月 日

2. 業務委託料増(減)額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ￥

3. 業務委託設計内訳書 仕様書及び図面のとおり

4. 業務委託料変更による契約保証金 ￥

年 月 日

発注者 所在地 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地

菰野町

代表者 町長 印

受注者 住所又は所在地
氏名又は商号
及び代表者氏名

印

（電子契約時は押印不要）

変 更 請 書（工事関係用）

収 入

印 紙

1 工 事 名

2 工 事 場 所 菰野町 地内

3 契約年月日 年 月 日

上記工事について、次のとおり変更されたことをお願いします。ただし、変更後についても当初の請書に記載された条項を遵守します。

記

1. 変 更 完 成 期 限 年 月 日

2. 請負代金増(減)額 ¥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ¥

3. 工事設計内訳書 仕様書及び図面のとおり

4. 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

年 月 日

発注者 菰 野 町 長

受注者 住 所

氏 名

印

変更請書（設計業務等委託用）

収 入

印 紙

1 業 務 名

2 履 行 場 所 菰野町 地内

3 契約年月日 年 月 日

上記業務について、次のとおり変更されたことをお願いします。ただし、変更後についても当初の請書に記載された条項を遵守します。

記

1. 変 更 履 行 期 限 年 月 日

2. 業務委託料増(減)額 ¥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ¥

3. 業務委託設計内訳書 仕様書及び図面のとおり

年 月 日

発注者 菰 野 町 長

受注者 住 所

氏 名

印

変更請書（業務委託用）

収 入

印 紙

1 業 務 名

2 履 行 場 所 菰野町 地内

3 契約年月日 年 月 日

上記業務について、次のとおり変更されたことをお願いします。ただし、変更後についても当初の請書に記載された条項を遵守します。

記

1. 変 更 履 行 期 限 年 月 日

2. 業務委託料増(減)額 ¥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ¥

3. 業務委託設計内訳書 仕様書及び図面のとおり

年 月 日

発注者 菰 野 町 長

受注者 住 所

氏 名

印

様式第8号（その1）（第40条関係）

出 来 高 調 書 受注者氏名 （工事名） 着 手 完成期限 年 月 日 年 月 日		
名 称	金 額	備 考
（1） 請負代金額		
（2） 出来高部分の請負代金相当額		× /
（3） （2）に9/10を乗じた金額		
（4） 前金償却額		
（5） 出来高支払済金額		第 回 出来高支払済額 第 回 出来高支払済額 第 回 出来高支払済額
（6） （3）－（4）－（5）		
（7） 内金請求額		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 検査職員職氏名		

様式第8号（その2）（第40条関係）

[illegible]

檢 收 調 書

43/45

様式第9号（その2）（第40条、第47条関係）

検 収 調 書				
受注者氏名				
品 名	品 質 規 格	数 量	単 位	摘 要
契約年月日(発注)	年 月 日	履行期限	年 月 日	
引 渡 日	年 月 日			
検 収 場 所				
検 収 年 月 日	年 月 日			
上記のとおり検収しました。 年 月 日 検査職員氏名 ㊟				

（注） 1 本書は3通作成し、1通は検査報告書に添付、1通は受注者に交付し、1通は支出決議書に添付すること。

2 摘要欄は、必要により検収日、検収場所又は検収事項を記入すること。

様式第10号（第47条関係）

検 査 調 書

受 注 者 氏 名

会計課台帳番号 第 号

工事場所（履行場所） 菰野町 地内

工事名（業務名）

請負代金額（業務委託料） 円

うち消費税及び地方消費税額 円

契 約 の 締 結 年 月 日

着 手 年 月 日

完 成 期 限 年 月 日

完 成 年 月 日

検 査 年 月 日 年 月 日

菰野町契約規則第29条の規定により 年 月 日まで工期（履行期間）延長
上記検査の結果完成したことを認定する。

年 月 日

検査職員氏名 ㊟

（注）本書は3通作成し、1通は検査報告書に添付し、1通は受注者に交付し、1通は
支出決議書に添付すること。